

宇美南中学校・原田小学校ハピネス分校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは絶対に許すことができない行為であり、児童生徒の命にも関わる重大な問題である。そのような認識のもと、どの児童生徒、どの学年、どの教育活動でもいじめは起こりうるという危機意識をもって、児童生徒の支援にあたることが重要である。

また、いじめを生まない教育活動の充実を図ることはもちろんのこと、早期発見の手立てを意図的・計画的に講じるとともに、いじめが発見されたときには、「いじめられている児童生徒を最後まで絶対に守り抜く」という強い信念をもって対応にあたることが重要である。そのため、組織的支援体制を整備するとともに、いじめ問題に係る職員研修を充実させる必要がある。

さらに、家庭や地域と連携し、いじめを生まない土壤づくりや未然防止の取組を行いつつ、いじめ問題を解決していく支援体制の構築が重要である。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

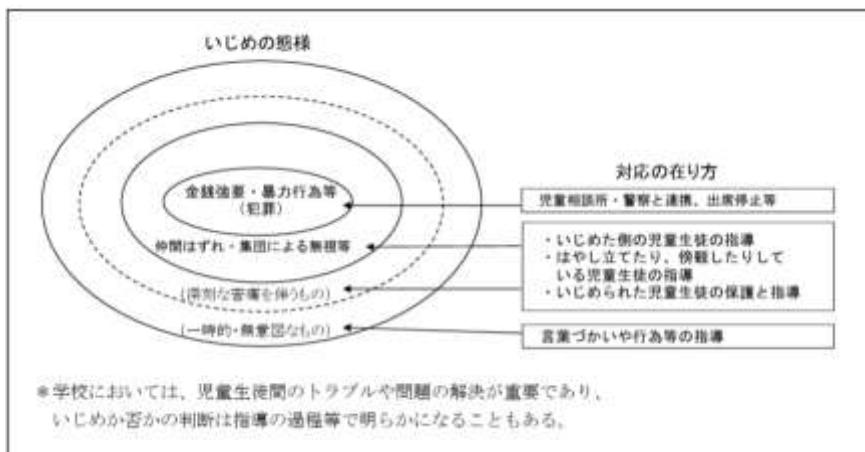
ア 心理的な要素が強いいじめ

- ・冷やかしやからかい
- ・悪口や脅し文句
- ・無視や仲間外し
- ・恥ずかしいことや危険なことをさせられる
- ・インターネットやスマホなどでの誹謗中傷
- などの心理的な圧迫

イ 物理的な要素が強いいじめ

- ・叩いたり、蹴られたり、ぶつかったりするなどの身体的攻撃
- ・金品をたかられたり、盗られたりする行為
- ・所有物を壊されたり、捨てられたりする行為
- ・インターネットやスマホなどでの誹謗中傷
- などの物理的圧迫

(3) いじめの態様と対応の在り方



3 いじめ問題への支援体制

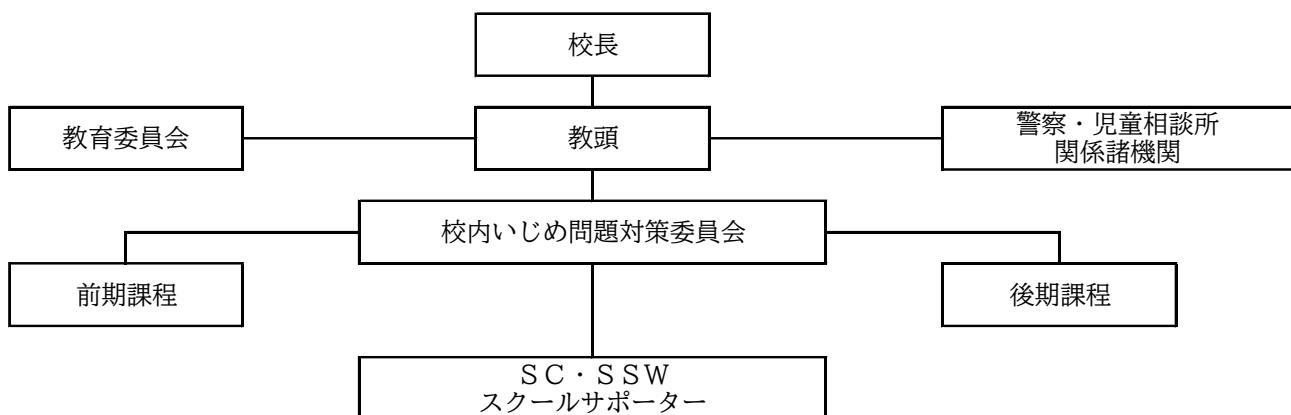
いじめはどの学年、どの児童生徒にも起こりうるという危機意識をもつことが重要であり、いじめを単なる生徒指導上の問題と考えるのではなく、教育の目的である人格の完成に大きな影響を与える児童生徒間の重大な問題と捉え、組織的・継続的な取組が必至である。

そのために、以下のような支援体制を組織し、いじめを生まない教育活動の推進と早期発見・早期対応の取組を組織的に推進する。

(1) 「校内いじめ問題対策委員会」の構成

校長	児童生徒支援担当（前期課程）	SC（スクールカウンセラー）
教頭	児童生徒支援担当（後期課程）	SSW（スクールソーシャルワーカー）
主幹教諭		スクールサポーター

(2) 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



(3) 「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割

- 本校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成、いじめ問題への取組を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果とともに、支援の改善に生かすようとする。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うとともにいじめ事案としての判断を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 関係のある児童生徒への事実関係の調査、教員の支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等において組織的対応を行う。
- すべての児童生徒が学校生活に参加することができ、自己有用感や自己存在感、自己判断ができるような支援の改善に取り組む。
- 集団づくりや人間関係づくりを効果的、計画的に実施するための計画や検証を行う。

4 未然防止の取組

(1) 未然防止の考え方

- 学校生活に主体的に参加し・活躍できる学校づくりに努める。
- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、日常的な関わりの中で教員と児童生徒との信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係作りに努める。
- いじめ問題への学校の取組等の情報を、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得ることができるようとする。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(2) 主に教員に求められること

- 小中一貫での分校教育を推進し、自ら課題をつかみ、見通しをもって解決し、自己の伸びを実感できるように努め、全ての児童生徒が主体的に活躍できるよう支援する。
- 教育活動全体を通して、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受、共感的人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を大切にした活動を行う。
- 小中一貫での分校教育を生かし、全教員で児童生徒支援にあたる。

(3) 主に児童生徒を育むこと

- 人と関わることの喜びや大切さに気付き、他の人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得するために、社会体験学習や交流体験学習の場を工夫する。
- 探究の時間やワンヘルスの時間を通して、互いを認め合い、支え合い、学校生活の諸問題を子ども自身で解決する力の育成を図る。
- 話合い活動を意図的・計画的に仕組み、「課題を自分のこととして受け止める」「原因を追究し、課題解決への意識を高める」「解決方法を話合いを通して考える」「自己の努力目標を決める（意思決定）」を児童生徒が感得できるようにする。

5 早期発見・早期対応と報告体制

いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。そのために、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、教員が気づきにくいところで発生し、潜在化しやすいことを認識し、児童生徒のささいな変化に気づき、いじめを見逃さないという姿勢を常に持ち続けておくことが必要である。さらに、児童生徒に関する様々な情報等を確実に教員間で共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

そこで、以下の手立てを講じ、いじめの早期発見に努める。

(1) 早期発見のための手立て

① 教員の視点からの早期発見の取組

ア 日常の生徒の様相観察

日常生活の中での積極的な声かけを行い、語らいの時間や体つくりの時間、リフレッシュの時間、社会貢献の時間等の児童生徒の様子を注視する。

イ チェックリスト等を活用した児童生徒の観察

- 朝の語らいの時間を活用し、一人一人の顔を見て様相観察をする。
- 児童生徒の様子から、教室内の人間関係の把握に努める。
- 教員はもちろんのこと、関係諸機関との連携を図り、児童生徒理解に努める。

② 生徒の視点からの早期発見の取組

学校生活安心アンケート（毎月実施、無記名および記名方式）を実施し、児童生徒一人ひとりの実態を把握する。

(2) 相談体制の整備

① 教育相談の実施

児童生徒の教育相談を毎月行い、児童生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。また、教育相談を基に、個別の指導計画を更新する。

② 毎月の保護者面談

個別の指導計画を基に、学校の方針や状況等を伝えながら、学校と家庭との連携を図り、児童生徒支援につなげる。

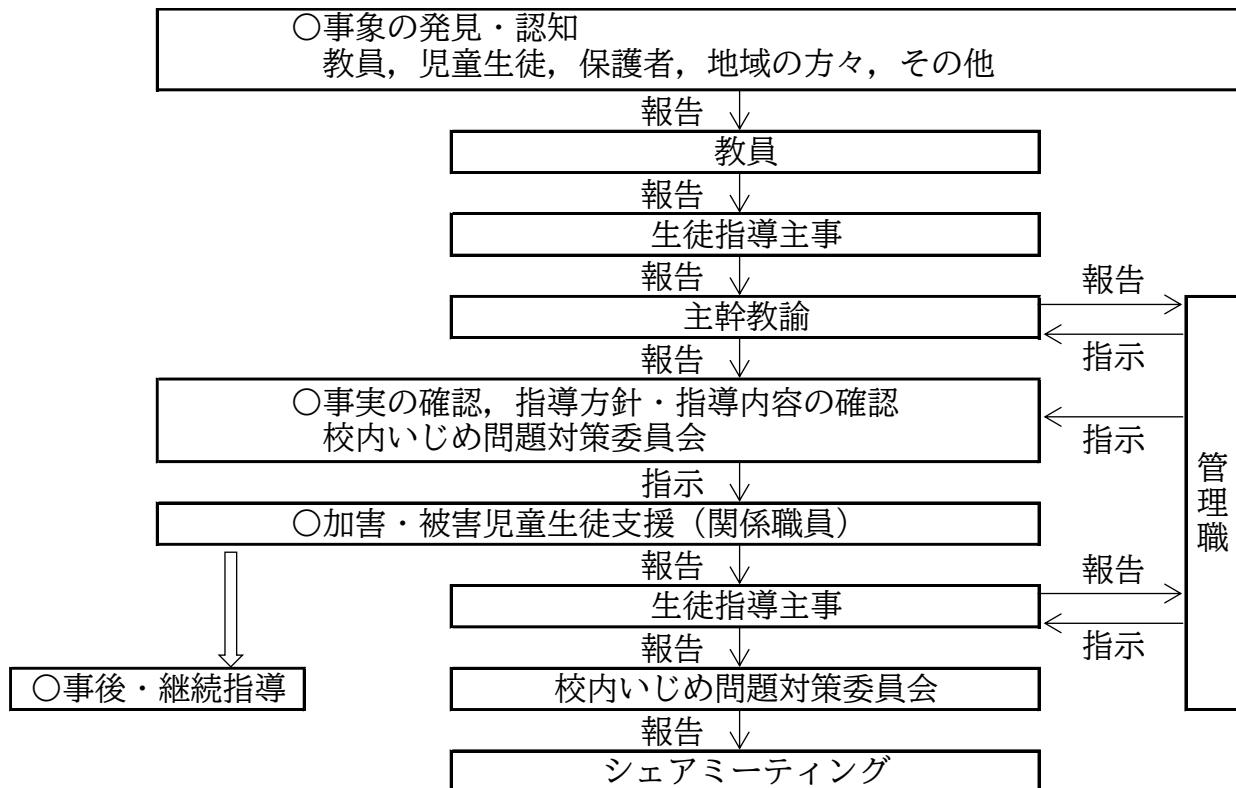
③ 隔週実施のシェアミーティング

児童生徒の様子についての情報を共有し、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努める。

④ いじめ相談窓口の周知

福岡県	子どもホットライン24	092-641-9999
宇美町	宇美町学校教育課	092-934-2245
民間	福岡いのちの電話	092-741-4343

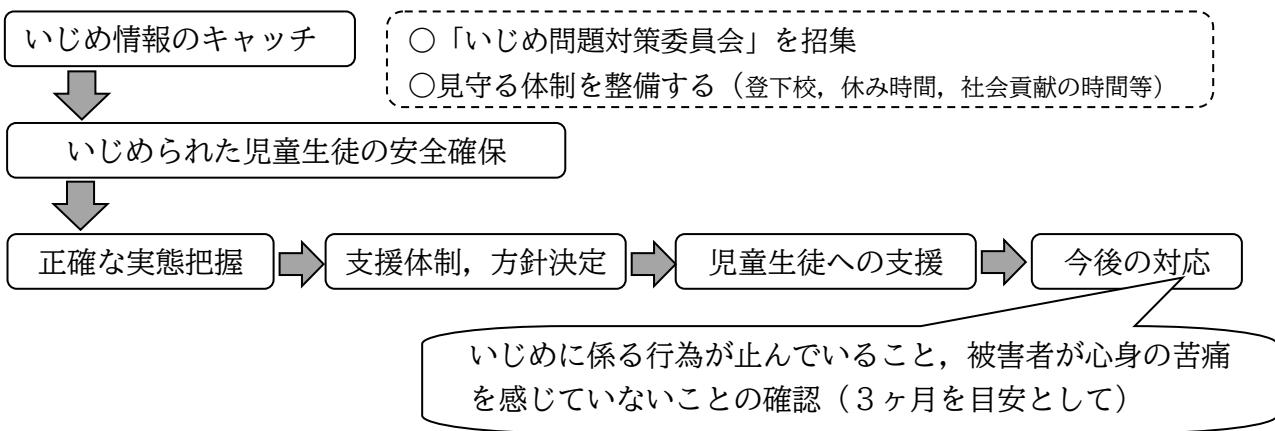
(3) 報告体制



6 いじめへの対応と継続支援

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した際には、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている児童生徒を徹底して守ることを最優先に、迅速な支援を行い、いじめの解決に向けて一人で抱え込まずに、組織を中心として対応する。また、いじめの再発防止に向け、継続的に見守る必要がある。



(2) いじめ発見（認知）時の対応

いじめを発見した教員は、その時、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な事実確認と支援を行う必要がある。それと同時に、すぐに生徒指導主事ならびに管理職に報告する。そして、教員一人で対応するのではなく、必ずチームで対応する。また、いじめ問題対策委員会を招集し、支援の方針等を決定し、それに従った支援を行う。

なお、支援の際には、以下の点に留意する。

- いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す。
 - 事実確認と情報を共有する。
 - 三現主義（「現場」「現物」「現実」の3つを重視する。
- ※ 保護者対応は複数の教員（生徒指導主事・主幹教諭・関係職員）で行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているか? 【加害者と被害者の確認】
- ◇観衆や傍観者の把握 【いじめの構図の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? .. 【内容】
- ◇いじめのきっかけ 【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

児童生徒の個人情報については取り扱いに十分注意する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷する内容をインターネット上やLINE・ブログ等の掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うものを指す。

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。さらに、早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化、被害を受けている児童生徒が発するサインを保護者が見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有するSCやSSW等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 家庭・地域との連携

いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域と協働して解決を図る必要がある。学校においては、信頼される学校づくりの観点に立ち、日常からいじめ問題に関する取組等の情報を提供し、保護者や地域の理解と協力を求めるとともに、各家庭でいじめの早期発見・早期対応のための資料を活用してもらえるような取組が必要である。

また、保護者や地域の情報や意見を聴取し、支援に生かすことが大切である。

- (1) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための支援等を適切に行うことができるよう、県や町、警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など、家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- (2) 家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレット等におけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

8 教員によるシェアミーティング

いじめ問題に関わらず、児童生徒の普段からの行動や変容を見逃さないことがいじめ問題につながる。そのため、シェアミーティングの中で児童生徒一人ひとりの生活の様子を共有し、小さな変化も見逃さないように努める。

また、教員の共通理解の基、児童生徒支援を行うことで、いじめの早期発見・早期対応につなげていく。